

外国人市民向け生活オリエンテーション動画作成業務  
公募型プロポーザル実施要領

上尾市市民生活部市民協働推進課



## 1.業務の目的

外国人市民が税や保険、ごみの出し方等日本の制度・ルールを理解し、本市で安心して暮らせるよう、主に本市へ転入する際に視聴する各種制度やルールの要点を外国人の視点で説明する動画を作成する。

## 2.業務の概要

(1) 件名

外国人市民向け生活オリエンテーション動画作成業務

(2) 期間

契約締結日から令和6年10月31日まで

(3) 内容

「外国人市民向け生活オリエンテーション動画作成業務特記仕様書」のとおり。

(4) 契約上限額

3,429,800円（消費税及び地方消費税相当額を含む）。

## 3.提出書類等

書類番号	名 称	提出期限
(1)	質問書	令和6年6月24日（月） 午後5時まで
(2)	公募型プロポーザル方式参加表明書	令和6年7月 2日（火）
(3)	業務実績調書	午後5時まで
(4-1)	提案書（正本表紙）	令和6年7月16日（火） 午後5時まで
(4-2)	提案書（副本表紙）	
(5)	実施体制等に関する書類	
(6)	提案書の開示に係る意向申出書	
(7-1)	見積書	
(7-2)	見積金額内訳書	

#### 4.選定スケジュール(予定)

内 容		期 間 等
公募日		令和6年6月10日(月)
1 回 目	質問の受付期間	令和6年6月10日(月) 午前9時から 令和6年6月14日(金) 午後5時まで
	質問の回答期限	令和6年6月17日(月) 午後5時
2 回 目	質問の受付期間	令和6年6月19日(水) 午前9時から 令和6年6月24日(月) 午後5時まで
	質問の回答期限	令和6年6月25日(火) 午後5時
参加表明書の提出		令和6年7月 2日(火) 午後5時まで
提案書の提出		令和6年7月16日(火) 午後5時まで
プレゼンテーション		令和6年7月23日(火)
プロポーザル結果通知		令和6年7月30日(火)
評価結果の公表		令和6年7月30日(火)
契約締結		令和6年8月上旬

※スケジュールは予定であり、変更する場合がある。

#### 5.実施要領、申請書類等の配付

(1) 配付開始日：令和6年6月10日(月)

(2) 配付方法

市ホームページ下記の URL にアクセスしてください。

<https://www.city.ageo.lg.jp/page/368751.html>

※印刷物での配布は行わない。市ホームページからダウンロードすること。

#### 6.担当部署

上尾市 市民生活部 市民協働推進課 (担当：周・金井)

所在地：〒362-8501 上尾市本町三丁目1番1号

電 話：048-775-4597(直通)

Eメール：[s53000@city.ageo.lg.jp](mailto:s53000@city.ageo.lg.jp)

## 7.参加資格

本プロポーザル方式に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とします。

- (1) 上尾市物品等競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
  - ・ 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者。
  - ・ 上尾市契約規則第 15 条（第 29 条）の規定により市の競争入札に参加させないこととされた者。
  - ・ 提案書の提出期限日から契約候補者決定までの期間に、上尾市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成 6 年 7 月 26 日市長決裁。以下「入札参加停止等の措置要綱」という。）の規定に基づく入札参加停止の措置を受けている者。
  - ・ 提案書の提出期限日から契約候補者決定までの期間に、上尾市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成 8 年 8 月 9 日市長決裁）の規定に基づく指名除外の措置を受けている者。
  - ・ 提案書の提出期限日から契約候補者決定までの期間に、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法第 236 条の規定により更生手続廃止の決定を受けた者を含む。）。ただし、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がされている者を除く。
  - ・ 提案書の提出期限日から契約候補者決定までの期間に、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法第 191 条の規定により再生手続廃止の決定を受けた者を含む。）。ただし、同法に基づく裁判所からの再生手続開始の決定がされている者を除く。
  - ・ 法人税、消費税及び地方消費税、市税等を滞納している者。
  - ・ 本プロポーザル方式に参加しようとする者との間に、資本関係又は人的関係がある者。
- (3) 過去 5 年度間（平成 31 年度から令和 5 年度）に、国・地方公共団体等の公的機関又は観光協会その他の公益を目的とする事業を行う法人において、動画制作業務の契約を履行し、完了した実績があること。

## 8.質問

### (1) 受付期間

1 回目

令和 6 年 6 月 10 日（月）午前 9 時～令和 6 年 6 月 14 日（金）午後 5 時

2 回目

令和 6 年 6 月 19 日（水）午前 9 時～令和 6 年 6 月 24 日（月）午後 5 時

## (2) 質問方法

『(1)質問書』に必要事項を記載し、電子メールにて「6. 担当部署」へ提出してください。

※電子メール以外での質問は受け付けません。

※表題を『外国人市民向け生活オリエンテーション動画作成業務プロポーザル質問（事業者名）』とし、メール送信後、「6. 担当部署」に送信確認の電話をしてください。

※電子メールを送信する際は、コンピュータウィルス感染に対する予防、検出及び駆除のための最新の処理を実施し、送信してください。

## (3) 回答

質問事項とその回答について、下記の日程のとおり、市ホームページに公表します。

1回目：令和6年6月17日（月）午後5時まで

2回目：令和6年6月25日（火）午後5時まで

## 9.参加申込み

### (1) 参加表明書の提出

①提出期限：令和6年7月2日（火）午後5時まで（必着）

②提出場所：「6. 担当部署」

③提出方法：電子メール※、持参(平日の午前9時から午後5時まで)または郵送(書留郵便に限る。)

メールアドレス：[s53000@city.ageo.lg.jp](mailto:s53000@city.ageo.lg.jp)

※メール送信後、「6. 担当部署」に送信確認の電話をしてください。

④提出書類：『(2)公募型プロポーザル方式参加表明書』

『(3)業務実績調書』

『業務実績を証明できる自治体と締結した契約書※の写し及び業務完了検査結果通知書等の写し』

※発注者と受注者が明記されているページをご提出ください。

### (2) その他

- ・期日までに提出書類の提出がない場合は、本プロポーザル方式への参加は認められません。
- ・提出書類を基に参加資格の確認を行い、『公募型プロポーザル方式参加資格確認結果通知書』を令和6年7月9日（火）までに送付します。

- ・『公募型プロポーザル方式参加資格確認結果通知書』により、提案者を区別する提案者番号をお知らせします。

## 10.提案書等の提出

参加資格を認められた場合は、以下の提案書等の書類を作成し、提出期間内に電子メール、持参又は郵送により、「6. 担当部署」へ提出してください。

### (1) 提出書類※1

	書類番号	名称	提出部数
提案書正本	(4-1)	提案書(正本表紙)	1部
	任意書式	提案書本体	
	(5)	実施体制等に関する書類	
提案書副本	(4-2)	提案書(副本表紙)	※2
	任意書式	提案書本体	
	(5)	実施体制等に関する書類	
その他	(6)	提案書の開示に係る意向申出書	1部
	(7-1)	見積書(要押印)	1部
	(7-2)	見積金額内訳書	1部

※1 上記書類は、市ホームページからダウンロードしてください。

※2 提案書副本(PDF)は電子メールでご提出ください。

メール送信後、「6. 担当部署」に送信確認の電話をしてください。

### (2) 提出期限

令和6年7月16日(火)午後5時まで

※持参の場合は、事前に「6. 担当部署」に連絡してください。

※郵送の場合は、令和6年7月16日(火)午後5時必着とします。

### (3) 提案書の作成について

本要領及び「外国人市民向け生活オリエンテーション動画作成業務特記仕様書」に基づき、評価基準に示す評価項目及び評価の観点に沿って提案書を作成してください。

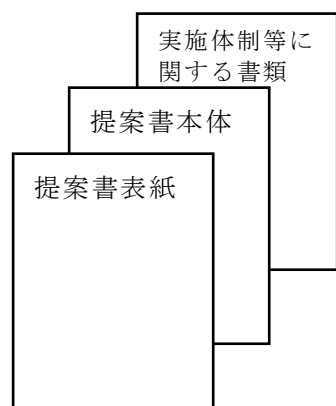
また、提案書には次の内容を必ず盛り込んで作成してください。

- ・本業務の実施体制(人員、役割、勤務体制等)を明確に示すこと。
- ・契約から納品までの工程管理やスケジュールを示すこと。

- ・企画内容において、本業務に対する基本的な考え方（目的に対する理解）や取り組む意欲等を示したうえで、PRポイント、動画全体的な構成・演出方法、使用する絵コンテンツのイメージ、音声、BGM等を具体的に記載すること。
- ・その他、貴社ならではの独創性がある提案があれば、記載すること。

#### ①提案書の体裁

日本工業規格によるA4判の規格で全て片面印刷により作成し、次の順に綴ってください。また、通しでページ番号を付し、製本（ファイル等で閉じる）してください。



#### ②提案書の文字サイズ、ページ数

使用する文字は、12ポイント以上のフォントサイズとしてください。

なお、各様式等のページ数の制限はありませんが、プレゼンテーションにおいて説明できる範囲のページ数としてください。

#### ③提案内容の記載漏れの注意

プレゼンテーションでは、提案書に記載のない提案を新たに盛り込み、説明をすることは認められませんので、その点に留意して、漏れなく内容を記載してください。

#### ④提案者情報の記載不可

提案書の副本には本市が提示した「提案者番号」を記載してください。また、副本においては、事業者名が特定される記号やロゴマーク等を削除してください。

#### (4)『(6)提案書の開示に係る意向申出書』について

提案書等は、原則としてその全部を公開又は公表しますが、例外的に、提案者の技術力やノウハウ等、公開又は公表することにより提案者の正当な利益を害する情報は、本市の判断で非公開又は非公表とします。



本市が、提案者の正当な利益を害する情報の有無を判断する際の参考とするため、意向申出書を提出してください。

(5) 『(7-1)見積書(要押印)』『(7-2)見積金額内訳書』について

見積金額は、仕様書及び提案書の記載内容を実現するために必要な全ての経費を積算し、消費税及び地方消費税に相当する額を含めない金額で記入してください。

※消費税及び地方消費税に相当する額を含めた金額が、契約上限額を上回らないよう注意してください。

## 11. 選定方法

全ての提案者がプレゼンテーションを実施し、評価委員会による評価を行い、契約候補者を選定します。

また、全ての提案者の評点平均が60点に達しない場合は、契約候補者は選定せず、再公募を行うものとします。

※提案者が1者であっても、評価(選定)は実施します。

### (1) 評価方法

プレゼンテーションは次の評価基準に基づき評価を行い、選定します。

#### < 評価基準 >

評価項目	評価の観点	配点
実施体制・実績	・本業務遂行に十分な事業実施体制、組織体制となっているか。専門知識を有する人員配置は適切か。	4点
	・仕様書の内容を理解し、具体的かつ達成できるスケジュールとなっているか。	4点
	・国・地方公共団体等の公的機関又は観光協会その他の公益を目的とする事業を行う法人の業務受託実績があるか	2点
企画内容等	・本業務の目的を十分に理解し、特記仕様書に記載している事項に沿った提案となっているか。	10点
	【内容について】 ・視聴者(外国人)目線を意識しているか。 ・税や保険、ごみの出し方等制度や生活ルール等伝えたい内容を適切に反映できるか。	20点

	<b>【映像について】</b> ・モーショングラフィックス、図、表等を適切に使用する提案があるか。 ・日本に来て間もない外国人にとって、分かりやすく、親しみやすい内容となるような配慮が期待できるか。	20点
	<b>【音響について】</b> ・視覚だけでは補うことのできない部分について、具体的かつ適切な音響編集提案があるか。	10点
	<b>【動画全体について】</b> ・生活情報を伝えるとともに、本市の魅力が伝わる内容を効果的に表現できるか。 ・仕様以外の提案や、創意工夫やオリジナリティが感じられる独創性がある提案があるか。	20点
事業経費	・満点(10点)×(提案価格のうち最低価格/自社の提案価格)	10点

合計点 100点

評価は、評価委員ごとに1社につき100点満点で採点し、全評価委員の評点平均が最も高い順位の提案者を1位とします。(評点平均は小数点第1位を四捨五入)  
 なお、同点になった場合は、企画内容等項目の点数が高い者を上位とします。

**【順位決定方法の例】**

	委員①	委員②	委員③	評点平均	最終順位
	評点	評点	評点		
A社	100点	78点	85点	88点	2位
B社	92点	87点	95点	91点	1位
C社	80点	86点	90点	85点	3位
D社	60点	65点	50点	58点	不選定
E社	85点	92点	75点	84点	4位

※評点の合計が最も高いB社が、契約候補者となります。

※D社は評価委員の評点の平均点が60点に達しないため、選定されません。

(2) プレゼンテーション

①日時：令和6年7月23日(火)

②会場：上尾市役所3階 庁議室(上尾市役所本庁舎3階)

提案者ごとのプレゼンテーションの開始時間等の詳細については、令和6年7月9日(火)までに送付する『公募型プロポーザル方式参加資格確認

結果通知書』にて通知します。

※日程が変更になる場合は、別途連絡します。

### ③流れ

- ・提案書に基づき、20分以内でプレゼンテーションを行います。  
プレゼンテーション用に制作したサンプル動画又はこれまでに提案者が制作した成果物を使用すること。動画は2分～3分とすること。
- ・プレゼンテーションの後、質疑応答（15分程度）を行います。

### ④その他

- ・追加資料等の配布は禁止します。
- ・プレゼンテーションの出席者は3名以内としますが、管理責任者となる者は必ず出席してください。
- ・プロジェクター及びスクリーンは市が用意します。その他、必要な機器は提案者が準備してください。

## (3) 契約候補者の決定

プレゼンテーション実施後、評価委員会による評価を行い、プレゼンテーションに参加した全ての提案者の順位を決定します。その結果、最も高い順位の提案者を契約候補者とします。

また、2番目に高い順位の提案者を次点の契約候補者とします。

## (4) 評価結果の通知

プレゼンテーションに参加した全ての提案者に、「公募型プロポーザル方式評価結果通知書」を通知します。

## (5) その他

### ①失格

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- ア 参加申込み及び提案に係る提出書類の提出日、提出場所、提出方法が本要領に適合しない場合
- イ 「7.参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- ウ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- エ 見積額が契約上限額を越えている場合
- オ プレゼンテーションに遅刻した場合及び参加しなかった場合
- カ 選定の公平性を害する行為があったと認めた場合
- キ 上記ア～カに定めるもののほか、提案に当たり、著しく信義に反する行為等、評価委員会委員長が失格であると認めた場合

### ②その他

評価委員会及びプレゼンテーションは非公開とし、選定結果に対する異議申立ては受理しません。

## 12.結果の公表

選定結果については、令和6年7月30日（火）にホームページで公表する予定です。

## 13.契約の締結

契約候補者に選定された者は、本市と協議のうえ、契約に必要な書類を揃え、契約を締結するものとします。

契約候補者が、何らかの理由により契約に合意・締結しなかった場合は、次点の契約候補者を新たな契約候補者として協議を行います。

## 14.その他留意事項

- ① 本プロポーザル方式に参加する費用は、全て提案者の負担とします。
- ② 提出された全ての書類は、提出後の修正又は変更を一切認めません。
- ③ 提出された全ての書類は、一切返却しません。
- ④ 提出書類の著作権は、作成した提案者に帰属します。ただし、契約候補者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがあります。また、本市が本プロポーザル方式の結果報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとします。
- ⑤ 提案書の管理者がやむを得ない事情により交代する場合は、本市と協議し、事前に承認を得てください。
- ⑥ 本プロポーザル方式に係る情報公開請求があった場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、提出書類の公開について判断します。
- ⑦ 今回の募集については、契約日以降の事業の準備行為として実施するものであり、災害等により事業を中止することもあります。その場合、本市は提案に要した経費についての補償等は一切行いません。